



## 資料編





## 資料編

### 1 計画策定の経緯

	年月日	項目	内 容
平成 30 年度	平成30年 10月1日 ～10月31日	子どもの実態 把握調査の実 施	(1) 0歳児保護者：1,413人 (2) 小学5年生児童：1,331人 (3) 小学5年生保護者：1,331人 (4) 中学2年生生徒：1,112人 (5) 中学2年生保護者：1,112人 (1) の配布・回収は郵送方式により実施 (2)～(5)の配布・回収は学校経由により実施
	平成30年 12月5日 ～12月26日	子ども・子育 て支援事業に 関するニーズ 調査の実施	(1) 就学前児童保護者：2,500人 (2) 小学生児童保護者：1,500人 配布・回収は郵送方式により実施
	平成31年 3月20日（水）	第2回 戸田市児童福 祉審議会	(1) 第二期子ども・子育て支援事業計画の策定に係るスケジュー ール及び次年度児童福祉審議会の予定について (2) 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の進捗について (3) 子どもの実態把握調査の報告について (4) その他
令和 元 年 度	令和元年 5月13日（月）	第1回 戸田市児童福 祉審議会	(1) 第二期戸田市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査 結果について (2) 教育・保育のニーズ量算出方法及び戸田市の現況について (3) 今後のスケジュールについて (4) その他
	令和元年 7月17日（水）	第2回 戸田市児童福 祉審議会	(1) 第一期戸田市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について (2) 第二期戸田市子ども・子育て支援事業計画の骨子案について (3) 第二期戸田市子ども・子育て支援事業計画の「量の見込み」 及び「提供体制の確保」について (4) その他
	令和元年 9月27日（金）	第3回 戸田市児童福 祉審議会	(1) 第二期戸田市子ども・子育て支援事業計画の第2稿について (2) 保育施設の利用定員の設定・変更について (3) 待機児童緊急対策アクションプランの進捗状況報告について (4) その他
	令和元年 11月14日（木）	第4回 戸田市児童福 祉審議会	(1) 第二期戸田市子ども・子育て支援事業計画の第3稿について (2) 第二期戸田市子ども・子育て支援事業計画策定におけるパ ブリック・コメントの実施について (3) その他
	令和元年 12月16日（月） ～令和2年 1月14日（火）	パブリック・ コメントの実 施	「第二期戸田市子ども・子育て支援事業計画（案）」について意見 募集
	令和2年 2月18日（火）	第5回 戸田市児童福 祉審議会	(1) 第二期戸田市子ども・子育て支援事業計画（案）における パブリック・コメントの結果について (2) 第二期戸田市子ども・子育て支援事業計画（案）について (3) その他



## 2 戸田市児童福祉審議会条例

平成13年3月27日  
条例第5号

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、戸田市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、児童福祉に関する事項及び子ども・子育て支援に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 児童福祉について識見を有する者
- (2) 児童福祉に関する事業に従事する者
- (3) 公募による市民

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議公開の原則)

第8条 審議会の会議は、公開するものとする。

2 個人情報に関する配慮その他会議を公開しないことにつき合理的な理由があるとき又は審議会において特に公開しない旨の議決をしたときは、前項の規定にかかわらず、その会議を公開しないことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、こども青少年部こども家庭課において処理する。



## (委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則（平成 17 年条例第 5 号）

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則（平成 19 年条例第 28 号）抄

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則（平成 25 年条例第 36 号）

この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

## 附 則（平成 29 年条例第 10 号）

## (施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第 7 条の改正規定（「こども青少年部保育幼稚園課」を「こども青少年部こども家庭課」に改める部分に限る。）は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

## (準備行為)

2 この条例の施行日前であっても、改正後の戸田市児童福祉審議会条例第 3 条の規定による委員の委嘱に関し必要な行為を行うことができる。

（戸田市特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 戸田市特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略



### 3 戸田市児童福祉審議会委員名簿

	所属・役職	氏名	備考
1	戸田市子ども会育成連合会の代表 (相談役)	いしい 石井 剛 たけし	令和元年 9月30日まで
	戸田市子ども会育成連合会の代表 (会長)	みやざわ 宮澤 浩二 こうじ	令和元年 10月1日から
2	母子生活支援施設の代表 (むつみ荘統括施設長)	ながつか 永塚 博之 ひろゆき	副会長
3	戸田市民生委員・児童委員協議会の代表 (主任児童委員)	だけうち 武内 利行 としゆき	令和元年 11月30日まで
		ほそだ 細田 義和 よしかず	令和元年 12月1日から
4	戸田市私立幼稚園協会の代表 (まきば幼稚園園長)	よしかわ 吉川 博文 ひろふみ	
5	戸田市私立保育園協会の代表 (ささめ保育園園長)	なかむら 中村 信成 しんじょう	会長
6	小規模保育連絡会の代表 (ひなた保育園代表)	ひやま 日山 秀利 ひでとし	
7	児童福祉従事者 (子育てサークルの代表)	なかの 中野 康子 やすこ	
8	埼玉県南児童相談所の代表 (副所長)	いわもと 岩元 貴博 たかひろ	
9	埼玉県南部保健所の代表 (保健予防推進担当課長)	しづかわ 濵川 悅子 えつこ	
10	戸田市立小・中学校校長会の代表 (戸田南小学校校長)	たどころ 田所 雅人 まさと	
11	戸田市公立学校PTA連合会の代表 (芦原小学校PTA役員)	えんどう 遠藤 智子 ともこ	令和元年 6月12日まで
	戸田市公立学校PTA連合会の代表 (新曽中学校PTA会長)	やまぐち 山口 百百 ももえ	令和元年 6月13日から
12	社会福祉法人戸田市社会福祉協議会の 代表(事務局次長)	えのもと 榎本 潤一 じゅんいち	
13	市民公募	みなかみ 皆上 千里 ちさと	
14	市民公募	てじま 手島 真由 まゆ	



## 4 用語解説

### <あ行>

#### 育児休業制度

労働者は、申し出ることにより、子が1歳に達するまでの間、育児のために休業できる制度です（一定の範囲の期間雇用対象者も対象となります。）。

また、一定の場合、子が2歳に達するまでの間、育児休業をとることができます。

#### M字

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）が、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇することをM字カーブといいます。

### <か行>

#### 学習障がい (LD)

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する及び推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に困難を示す状態です。

#### 学童保育室：放課後児童クラブ

児童の保護者が就労などにより専門家庭にいない場合に、放課後や夏休みなどの学校休業日に、家庭に代わる生活の場として、適切な遊びや指導を行い、その児童の健全な育成を図ることを目的とする施設です。

#### 子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成24年法律第66号）

「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成24年法律第67号）の3法のことです。

#### 子どもの貧困対策の推進に関する法律

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るために法律です。

#### 合計特殊出生率

15歳～49歳までの女性の各年齢の出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人の子どもを産むのかを推計したものです。



## 子育て支援員

子ども・子育て支援新制度において国で定めた研修を修了し、子育て支援分野の各事業に従事する上で必要な知識や技術等を習得したと認められる人のことです。

## <さ行>

### 里親制度

何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度です。家庭での生活を通じて、子どもが成長する上で極めて重要な特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことにより、子どもの健全な育成を図る有意義な制度です。

### 社会的養護

保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。

### 次世代育成支援対策推進法

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るために、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずるための法律です。

### 自閉症

生まれつき脳の機能に何らかの障がいがあるために、他人との関係をうまく形成できない、言葉に発達の遅れがある、特定のものにこだわるなどの特徴を持つ障がいのことです。

## <た行>

### 待機児童

保育所の入所申込をしているが定員に空きがなく、入所待ちとなっている児童。調査日時点において家庭保育室に入所している場合や、他に入所可能な保育所があるにもかかわらず、特定の保育所を希望し待機している場合等は、待機児童数から除外します。

※本用語の解説につきましては、保育所における待機児童の定義となります。

### 男女共同参画社会

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のことです。



### 注意欠陥多動性障がい（A D H D）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力や衝動性、多動性といった症状がみられる行動の障がいです。

### ドメスティック・バイオレンス（D V）

夫婦間や恋人など、親しい間柄で発生する暴力のことをいいます。身体的暴力、性的暴力や言葉による精神的暴力などもDVです。

### 特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれません。（子ども・子育て支援法第27条）

## <な行>

### 乳幼児突然死症候群（SIDS）

健康と思われていた乳幼児が突然に死亡し、死因が特定できないもの。

### 認可保育所

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）を満たして都道府県知事に認可された施設です。

### 認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つ施設です。

## <は行>

### パーセント（%）

1,000分の幾つであるかを表す語で、1,000分の1を1パーセントといいます。千分率はパーセント（%）、百分率はパーセント（%）です。

### パブリック・コメント（意見公募手続）

行政機関が政策の立案等を行う際、広く市民から、意見・情報・改善案（コメント）を求める手続きです。

### ハローワークマザーズコーナー

子育てをしながら就職を希望している方に対して、キッズコーナーの設置など、子ども連れで来所しやすい環境を整備し、予約による担当者制の職業相談、地方公共団体等との連携による保育所等の情報提供、仕事と子育ての両立がしやすい求人情報の提供など、総合的かつ一貫した就職支援を行っています。



## P D C Aサイクル

業務プロセスの管理手法の一つで、計画(plan)→実行(do)→評価(check)→改善(act)という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法です。

## 放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めることです。

## **<ま行>**

### マタニティマーク

妊娠中の方が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲に妊婦であることを示しやすくするものです。

## **<や行>**

### 要保護児童対策地域協議会

要保護児童の早期発見、適切な支援が行えるよう、関係機関の円滑な連携、協力を確保することを目的に設置する協議会で、児童福祉法第22条の2に位置づけられています。

## **<ら行>**

### ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のことです。

## **<わ行>**

### ワーク・ライフ・バランス

「憲章」では、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」をめざすこととしています。



## 5 子ども・子育て支援法（抜粋）

（平成二十四年八月二十二日法律第六十五号）

最終改正：令和元年5月17日法律第7号

### 第一章 総則

（目的）

**第一条** この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

**第二条** 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（市町村等の責務）

**第三条** 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。
- 二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。
- 三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。



- 2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。
- 3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

## 第五章 子ども・子育て支援事業計画

(基本指針)

**第六十条** 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 子ども・子育て支援の意義並びに子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項
  - 二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項
  - 三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
  - 四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
  - 五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。



## (市町村子ども・子育て支援事業計画)

**第六十一条** 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
  - 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
  - 三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
  - 四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
  - 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
  - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための



施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めるこことその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。



## 第二期戸田市子ども・子育て支援事業計画

発行年月 令和2年3月

発 行 戸田市

〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号

TEL 048-441-1800（代表）

FAX 048-432-8510

URL <http://www.city.toda.saitama.jp/>

